

テンプスタッフフォーラムからのお知らせ 育児休業制度についてのご案内

就業スタッフのみなさまへ

当社では令和4年4月1日施行の育児介護休業法改正にともない育児休業制度をみなおしました。

下記よりテンプスタッフフォーラムの育児休業制度について内容をご確認ください。

育児休業制度について

取得要件

1～3をすべて満たす場合、育児休業が取得できます。

- 1.育児休業の申出時点で、お子様が1歳6ヶ月に達する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでない方
- 2.テンプスタッフフォーラムで仕事復帰の意思がある方
- 3.1週間の所定労働日数が3日以上労働契約を締結している方

休業期間・取得回数

- ・休業期間：お子様の1歳の誕生日前日までの間で、ご希望の期間取得できます。
- ・取得回数：1人のお子様に対して1回、育児休業が取得できます。

申出の方法・期限

取得希望の方は、所属オフィスへご連絡ください。

・育児休業の取得時には「育児休業申出書」の提出が必要です。
休業開始日の1か月前まで（育児休業延長の申出の際は2週間前まで）に会社所定の送付先まで郵送でご提出ください。

・なお、育児休業申出書は出産のご連絡をいただいた方に会社から発送します。
育児休業の取得要件を満たす方に発送しますので、あらかじめご了承ください。

■本件に関する問合せ先■

テンプスタッフフォーラム株式会社

電話番号：0120-555-102 受付時間：9時～18時（平日のみ）